

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | | | | | |
|---|--|---|-------|----------|----------|
| (宛先) 京都府知事 | | 2023年7月26日 | | | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 | | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 西友 代表取締役 大久保 恒夫 | | | |
| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | |
| | | 年度当初の保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の保有台数 |
| | エアコンディショナー | 297 台 | 3 台 | 42 台 | 258 台 |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 238 台 | 台 | 19 台 | 219 台 |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | |
| | エアコンディショナー | 8.5 | キログラム | 0 | キログラム |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 421.9 | キログラム | 0 | キログラム |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使用時 | ・委託しているコールセンターを通じて、空調、冷凍機の不具合を速やかに改修している。また定期点検を通じて第一種特定製品のコンデションを年4回行っている。 ・設備台帳を整備し、空調機、冷凍機の経過年数、故障履歴の管理を行っている。必要に応じて改装等を通じて機器の更新を行っている。 | | | |
| | 廃棄時 | ・京都府内の事業所で第一種特定製品の入替工事、改修工事を行う際は、店舗からではなく建設部、保全部を通じて行い、フロンの回収、破壊が発生する場合は指定の有資格者による作業としている。 | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況 | 使用時 | モートコンデンサ、水冷熱交換機の洗浄を行い、運転負荷上昇に伴う冷媒漏洩を未然に防ぐ措置を行っている。 ・冷凍機、空調機の定期点検時に異音、振動の有無や、消耗品補充、部品交換を行い、機器のコンデションを良好に保つことで冷媒漏洩の予防措置を講じている。 | | | |
| | 廃棄時 | 第一種特定製品の入替時は、破壊証明書の回付を確認している。回収、廃棄、破壊は有資格者によりフロン排出抑制法の指針により適正に行っている。 | | | |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針 | 温暖化係数の高いR404Aは冷凍機の新規導入機器では採用せず、係数の低いR449A、R448Aを使用する機器を採用している。 | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。